

質問回答書

カット紙メールシーラー賃貸借に関する質問事項について、以下の通り回答します。

項番	質問項目				質問事項	回答
	文書名	ページ	項番	記載内容		
1				データ消去について	賃貸借期間満了後の措置について、機器のデータ消去は機器等を撤去後、受注者指定場所での消去で宜しいでしょうか。	発注者と受注者の協議により決定しますが、同種の契約において、受注者指定場所での消去を認めている事例はございます。
2				納期について	受注者の責と考えにくい事象（感染症、戦争、急な半導体不足等の社会情勢等）にて納入期限に間に合わない場合、受注者に損害賠償や指名停止なく賃貸借期間変更等の協議に応じただけですでしょうか。	契約書（案）第16条第1項第1号「正当な理由」に該当すると想定されるため、この場合、受注者に損害賠償や指名停止はありません。発注者と受注者の協議により決定します。
3				賃貸借期間満了後の機器撤去について	賃貸借期間満了後の機器撤去について、エレベータ、台車の使用は可能でしょうか。 台車の使用が認められる場合、段差等がありますでしょうか。	庁内設置のエレベーターを使用可能です。台車については、受注者でご用意いただいたものを使用可能です。 庁内は、点字ブロック（視覚障害者誘導用ブロック）及び点字ブロックと同程度の段差があります。
4				動産総合保険について	動産総合保険は期間の経過とともに保険額が逡減する一般的（地震、津波、噴火は対象外）なもので宜しいでしょうか。	ご質問の通り、一般的な保険内容で問題ありません。
5	仕様書	3	7 (7)	賃貸借期間満了後の回収、撤去に際し、	賃貸借期間満了後の撤去が含まれておりますが、離線等は奈良市様もしくは次期導入業者様にて対応いただける認識でよろしいでしょうか。	貴社が行う離線等作業を全て把握していないため、明言いたしかねますが、想定機種を鑑みますと、電源等、本件機器と機器以外を接続するものの離線等については、当市で対応いたします。
6	入札公示	2	6	入札保証金に関する事項	過去の成約実績の提出による免除申請を検討しております。 この内容について、以下、ご確認をお願い致します。	

質問回答書

カット紙メールシーラー賃貸借に関する質問事項について、以下の通り回答します。

項番	質問項目				質問事項	回答
	文書名	ページ	項番	記載内容		
					(1) 「同種」要件について：賃貸借契約の実績であれば、今回の案件と事務機器や情報機器でも許容頂けますでしょうか？	奈良市契約規則第4条第2項第3号「種類」について、本件カット紙メールシーラーの他、事務機器や情報機器についても可とします。
7					(2) 「同規模」要件について：同規模条件につきまして、具体的な基準が御座いましたら、ご教示願います。	奈良市契約規則第4条第2項第3号「規模」について、原則として5年間の長期継続契約とします。
8					(3) 「2年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか？ ①2年内に「賃貸借契約を締結した」実績でしょうか？ ②2年内に「賃貸期間が開始した」実績でしょうか？ ③2年内に「賃貸借契約が満了した」実績でしょうか？	①となります。
9					(4) 入札保証金免除の可否はいつわかりますでしょうか。	一般競争入札参加資格審査結果通知において、免除とならない場合は別途連絡いたします。
10					(5) 入札保証保険にて対応する場合、保険金額等の詳細をご教示ください。	入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は、定額てん補方式を申し込むものとし、その見積入札金額（税込み）の100分の5以上の保険金額である入札保証保険に係る証券を、当課に持参又は郵送するものとします。
11	仕様書	4	9(7)	予算の減額または削除があった場合	過去、貴市において予算の減額または削減があったことはありますでしょうか。 また、その場合残賃貸借料は商習慣上相当と認められる範囲内でしょうか。	当課メールシーラーに関する賃貸借において、過去に歳入歳出予算の削減・減額により賃貸借契約が変更・解除となった事例はございません。

質問回答書

カット紙メールシーラー賃貸借に関する質問事項について、以下の通り回答します。

項番	質問項目				質問事項	回答
	文書名	ページ	項番	記載内容		
12	仕様書	4	8(1) エ	保守会社に委託	弊社はリース会社ですので、保守だけでなく、物件の納入・設置、満了後の引揚、廃棄まで委託して問題ないでしょうか	貴社が自ら実施することができない業務を把握していないため、明言いたしかねますが、本仕様書で定める物件の納入・設置、満了後の引揚、廃棄については、再委託可能と見込んでいます。業務の再委託については、受注者より書面にて申請いただき、本市からの書面による再委託承認書の発出をもって、再委託の承認としています。
13	仕様書	4	8(2)	保険	動産総合保険は期間と共に保険金額が逡減する一般的なものでよろしいでしょうか。	番号4の回答の通りです。